

特定非営利活動法人芸術文化ワークス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人芸術文化ワークスという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区東池袋2丁目62番9号サンハイツ東池袋402号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、全国各地に暮らすさまざまな人たちに対し、メセナの芸術・文化事業を行い、広く芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)文化、芸術の振興を図る活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する助言、援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)芸術・文化事業に関する企画・制作・運営
- (2)芸術・文化に関するワークショップ・研修・教育普及事業等の実施
- (3)芸術・文化に関する記録・調査・研究
- (4)インターネット及びコンピュータ通信を活用した芸術・文化支援活動
- (5)その他第3条の目的を遂行する上で必要と認められる事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体で、総会における議決権を有するもの。

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同して支援・寄付していただく個人および団体で、総会における議決権を有しないもの。

2, この定款に定める以外の会員に関する規定は総会で別に定める。

(入会及び会費)

第7条 正会員の入会については、特に条件は定めない。

(1)正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

(2)理事長は、所定の申込書を提出した申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。

(3)理事長は、前号の申込者の入会を承諾しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2, 賛助会員の入会については、特に条件は定めない。

3, 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3)解散したとき。

(4)破産宣告を受けたとき。

(5)除名されたとき。

2, 賛助会員が次に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)支援等を中止したとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

(3)解散したとき。

(4)破産宣告を受けたとき。

(5)除名されたとき。

(退 会)

第9条

- 1, 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 2, 賛助会員は、支援・寄付行為の中止によって、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事5人以上
 - (2)監事1人以上
- 2, 理事のうち1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2, 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3, 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4, 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5, 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2,副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3,理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4,監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2,補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3,役員は、辞任又は任期満了後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 第12条第1項に定める最小の役員数を欠くに及んだ場合又は増員のために、理事又は監事を緊急に選任する必要がある場合には、第13条第1項の規定に係わらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。このとき、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、その役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2, 報酬の額は、総会の議決を経て定める。
- 3, 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2, 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。
- 3, 理事会は理事をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散及び合併。
- (3) 事業計画及び収支予算。
- (4) 事業計画及び収支決算。
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬の決定。
- (6) 事務局の組織及び運営。
- (7) その他運営に関する重要事項。

2, 理事会は、定款に別に定める事項の他、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他この法人の業務の執行に関する事項。

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2, 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認め、招集したとき。

3, 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招 集)

第22条 会議は、第21条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2, 会議を招集する場合、理事長は会議を構成する正会員又は理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 会議の議長は、理事長が指名する理事がこれにあたる。

(定足数)

第24条 総会は正会員、理事会は理事の過半数をもって成立する。

(議 決)

第25条 会議における議決事項は、第22条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2, 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3, 総会における正会員の議決権は、1会員1票とする。
- 4, 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5, 総会及び理事会の議決について特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(表決権等)

第26条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2, 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3, 前各号の場合において、当該正会員又は理事は、第25条及び次条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員又は理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 委員会等

(委員会等)

第28条 この法人は業務企画推進のために、運営委員会及び専門部会等(以下「委員会等」という)の委員会を置くことができる。

2, 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2)寄付金品。
- (3)資産から生じる収入。
- (4)事業に伴う収入。
- (5)その他の収入。

(管 理)

第30条 この法人の資産は理事会において資産管理を任命された理事が管理し、その方法は、理事会で議決し、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が副理事長と協議し、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2, 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第35条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2, 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査及び理事会の議決を経て、総会の議決を経なければならない。

2, 前項の議決を経た事業計画書、貸借対照表及び収支計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この定款は、法第25条第3項に規定する軽微な事項に拘わる定款の変更を除いて、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解 散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議。

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。

(3) 正会員の欠亡。

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し。

2, 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3, 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第40条 この法人が解散するときに有する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 事務局

(設置及び職員の任免)

第42条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2, 事務局には、事務局長1名及び必要な職員を置く。

3, 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第43条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 雑則

(公告)

第44条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

(委任)

第45条 この定款の実施について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1, この定款は、所轄庁の認証を得て登記した日(以下「設立日」という)から施行する。

2, この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

氏名	役職名
加藤種男	副理事長
小暮宣雄	副理事長
石綿祐子	理事
河村めぐみ	理事
高野裕樹	理事

設立当初の役員

氏名	役職名
庄子明夫	理事
鈴木英生	理事長兼事務局長
鈴木英三	監事

- この法人の設立当初の役員任期は、この法人の設立日から平成13年度最初の総会までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第20条第1項第3号及び第33条の規定に係わらず、法人設立総会において決定する。
- この法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定に係わらず、この法人の設立日から平成13年8月31日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は第7条第3項の規定に係わらず、次のとおりとする。

		入会金	会費
正会員	個人会員	とらない。	年会費1口5000円とし1口以上
	団体会員	とらない。	年会費1口50000円とし1口以上
賛助会員	個人会員	とらない。	年会費1口3000円とし1口以上
	団体会員	とらない。	年会費1口30000円とし1口以上